

会報9月号 目次のご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

[西尾労働基準協会ホームページ](#)

9月1日(木)掲載



「お知らせ」

◇ 【延期】第44回職場対抗ゴルフ大会は12月10日(土)に延期

◇ 9月イベント開催状況

開催	第一部 全国労働衛生週間説明会 第二部 リスクアセスメント出前講座 講演 愛知労働局安全課長 濱田勉氏 2022年9月14日(水) 14:00-16:00 西尾市文化会館大ホール 周囲が気にならないと多くの感想を頂いた6席で1人のレイアウトで実施します
開催	ガス溶接技能講習 学科2022年9月7日(水) 文化会館 実技2022年9月10日(土) アイシン
開催	フォークリフト 学科2022年9月30日(金) 文化会館 技能講習 実技2022年10月 アイシン
開催	理事会 2022年9月28日(水)14:00-15:00 文化会館 議題 下期見直しと来期計画案 アンケート結果報告とお礼 異常処置教育は2023年7月14日 働き方改革講演会/建設業向けは2023年7月28日で計画に織り込みました。 アンケートに対するご協力ありがとうございました。

「会報」

- ◇ 第73回全国労働衛生週間を迎えるにあたって 愛知労働局長あいさつ
- ◇ 労働衛生週間 実施要綱_愛知版
- ◇ 新会員のご紹介 株式会社フジイデンキ
- ◇ 最低賃金 2022年10月より986円
- ◇ 監督署の窓 副業・兼業 今までとこれから
- ◇ 労働災害防止 ●労働災害発生状況7月 県と西尾市
●西尾管内7月度災害分析

「講習・セミナー」

- ◇ 【追加日程(9月)】ハラスメント防止R4年度年間
- ◇ 22_受験対策総合講座
- ◇ R4騒音作業従事者労働衛生教育
- ◇ ハラスメント相談R4年度10-1#
- ◇ 労働トラブル防止総合講座案内 年間#

第 73 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 73 回を迎えます。本年度は、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンに掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力の下、愛知県内における職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。令和3年の愛知県内における休業4日以上業務上疾病は、前年638人の約1.5倍に及ぶ939人となりました。

この最大の要因は、新型コロナウイルス感染症の職場における感染拡大です。同感染症を含む「病原体による疾病」は、前年195人の約2.9倍に及ぶ560人となり、うち2人は死亡に至るものとなりました。また、幅広い業種・年齢層で多発している災害性腰痛も、前年274人から294人へと増加しており、業務上疾病増加の一因となっています。

こうした状況を踏まえ、愛知労働局においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を令和4年度における重点課題に位置付け、他の課題である化学物質・粉じんによる健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、受動喫煙対策、事務所等における労働衛生対策などともに推進を図っています。

また、愛知労働局は、令和4年度の新たな重点課題として「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」を策定しました。労働者の心身の健康確保を図るためには、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や、THP指針、メンタルヘルズ指針等の健康保持増進措置を、単発的でなく相互連携させて推進することが不可欠であるとして、その推進・定着を図るものです。

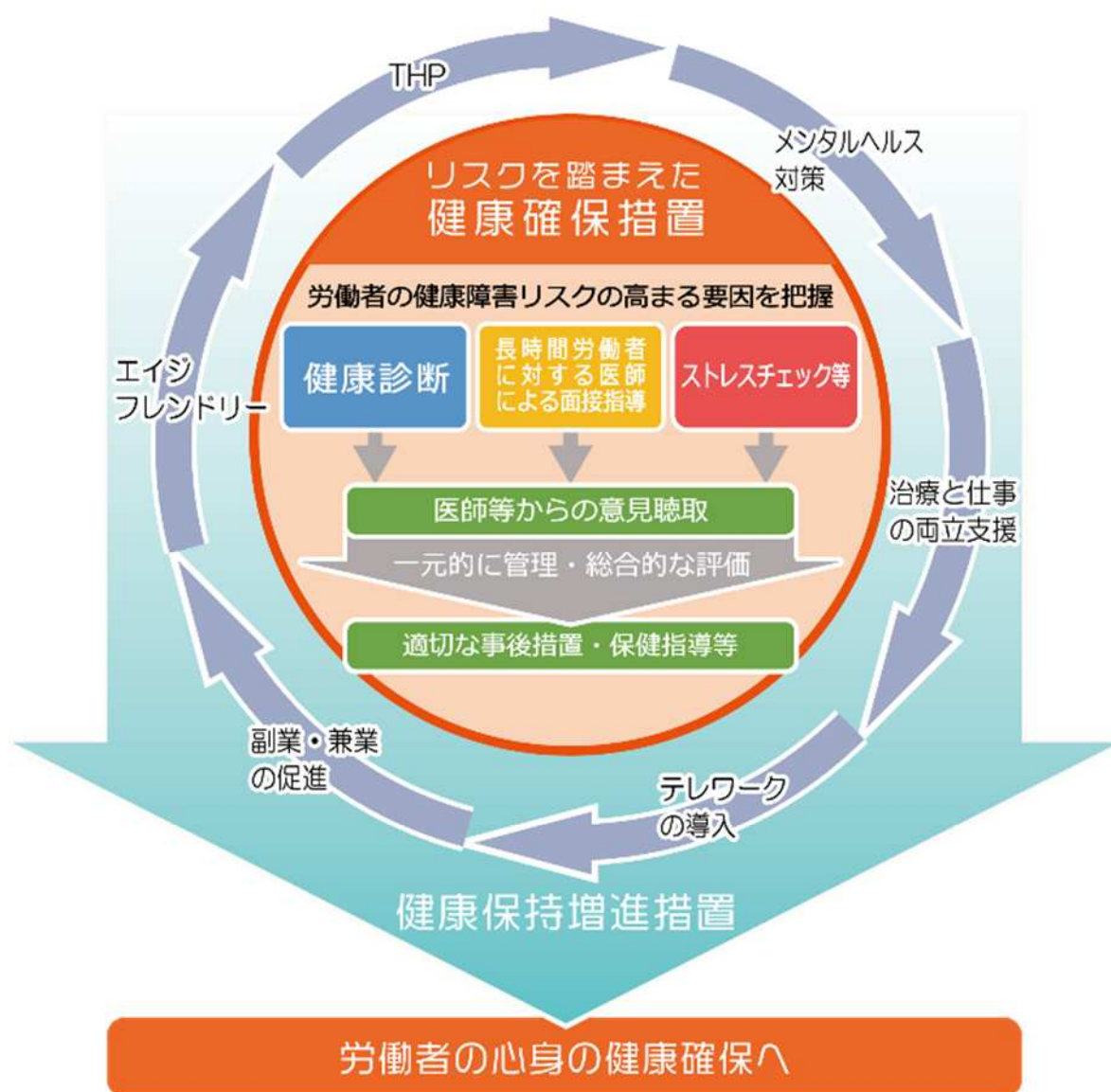
一方、愛知労働局は安全分野で「安全経営あいち」を提唱し、リスクアセスメントを通じてPQCD SMEを一体的、戦略的に管理する経営手法を推進しており、同じく総合的な視点による全体的な管理向上を目指すものであります。

全国労働衛生週間は、労働衛生に関する意識を高め、職場環境改善等への自主的取組を通じて労働者の健康確保を図る強化期間です。

本年度においても、いわゆる“三つの密”を避け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を図りつつ、スローガンのとおり、笑顔があふれる健康職場を形成する機会とされますよう各事業場における取組をお願いします。

令和4年度 第73回 全国労働衛生週間

あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場



令和4年度 第73回 全国労働衛生週間

目次

第73回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって / 愛知労働局長 代田 雅彦.....	3
令和4年度 全国労働衛生週間実施要綱	4
業務上疾病統計	8
● 令和3年 業務上疾病発生状況(愛知局管内).....	8
● 令和3年 工業中毒等災害発生状況(愛知局管内).....	8
● 業務上疾病発生状況の推移(全国・愛知局管内).....	9
● 傷病別業務上疾病発生状況の推移(愛知局管内)	9
● 定期健康診断有所見率の推移(全国・愛知局管内).....	10
● 検査項目別有所見率の推移(愛知局管内).....	10
安全衛生に関するトピックスのご案内.....	11
● 新たな化学物質管理について.....	11
● 歯科健康診断の報告が、労働者数にかかわらず必要になります.....	11
● 事務所衛生基準規則が改正されました.....	11
● 電離放射線障害防止規則が改正されました.....	11
● 石綿障害予防規則が改正されました.....	12
● 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」が特定化学物質(第2類物質)になりました.....	12
● 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について.....	12
愛知労働局の推進する取組.....	13
● 安全経営あいち.....	13
● 労働者の心身の健康確保のための総合的対策.....	13
● 愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言.....	14
● リスクアセスメント出前講座.....	14
安全経営あいち推進大会 2022	15
産業保健フォーラム 2022 in あいち	16

第 73 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 73 回を迎えます。本年度は、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンに掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力の下、愛知県内における職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。令和3年の愛知県内における休業4日以上業務上疾病は、前年638人の約1.5倍に及び939人となりました。

この最大の要因は、新型コロナウイルス感染症の職場における感染拡大です。同感染症を含む「病原体による疾病」は、前年195人の約2.9倍に及び560人となり、うち2人は死亡に至るものとなりました。また、幅広い業種・年齢層で多発している災害性腰痛も、前年274人から294人へと増加しており、業務上疾病増加の一因となっています。

こうした状況を踏まえ、愛知労働局においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を令和4年度における重点課題に位置付け、他の課題である化学物質・粉じんによる健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、受動喫煙対策、事務所等における労働衛生対策などともに推進を図っています。

また、愛知労働局は、令和4年度の新たな重点課題として「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」を策定しました。労働者の心身の健康確保を図るためには、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や、THP指針、メンタルヘルス指針等の健康保持増進措置を、単発的でなく相互連携させて推進することが不可欠であるとして、その推進・定着を図るものです。

一方、愛知労働局は安全分野で「安全経営あいち」を提唱し、リスクアセスメントを通じてPQCDSEを一体的、戦略的に管理する経営手法を推進しており、同じく総合的な視点による全体的な管理向上を目指すものであります。

全国労働衛生週間は、労働衛生に関する意識を高め、職場環境改善等への自主的取組を通じて労働者の健康確保を図る強化期間です。

本年度においても、いわゆる「三つの密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を図りつつ、スローガンのとおり、笑顔があふれる健康職場を形成する機会とされますよう各事業場における取組をお願いします。

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(令和3年労働安全衛生調査(実態調査))。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上の労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生100年時代に向けて高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾患を除く)のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルト・トルイジンやMOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を

用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”(密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集空間(多くの人が密集している)、密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スロ - ガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスクア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチ

ェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組

f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項

a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底

b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施

(エ) 転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項

a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施

c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用

e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業種を含む)、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進

b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認

c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進

d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進

- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - f 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
- a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
 - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - c 救急措置の事前の確認と実施
 - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境

- を確認するためのチェックリスト【労働者用】を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- イ 労働衛生3管理の推進等
- (ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ)作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ)作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)職場の健康診断実施強化月間(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項
- ウ 作業の特性に応じた事項
- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
- (a)屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (b)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (c)呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (d)じん肺健康診断の着実な実施
- (e)離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ)建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- (ア)東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

業務上疾病統計

令和3年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）

区分	業務	製	建	運	融	保	そ	合
		造	設	輸	商	健	の	計
		業	業	物	・	衛	他	
		業	業	交	業	生		
		業	業	取	業	業		
		業	業	扱	業	業		
		業	業	業	業	業		
負傷に起因する疾病		74	10	50	49	79	46	308
腰痛（内数）		72	7	48	46	79	42	294
物理的因子	有害光線による疾病							
	電離放射線による疾病							
	異常気圧下における疾病							
	異常温度条件による疾病	7	5	9	5		7	33
	熱中症（内数）	5	5	6	4		8	28
	騒音による耳の疾病							
	～ 以外の原因による疾病	1						1
過度の負担	重激業務による運動器疾病と内臓脱				1			1
	負傷によらない業務上の腰痛	1		1		1	1	4
	振動障害							
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	1		1				2
	～ 以外の原因による疾病							
酸素欠乏症								
化学物質による疾病（がんを除く）		(1) 8	2		1	1	2	(1) 14
じん肺症・じん肺合併症（死亡を除く）		3	1					4
病原体による疾病		(1) 53	10	5	21	(1) 448	23	(2) 560
新型コロナウイルス感染症（内数）		(1) 38	10	5	13	(1) 433	31	(2) 530
がん	電離放射線によるがん							
	化学物質によるがん							
	以外の原因によるがん							
過重な業務による脳血管疾・心臓疾患等		1						1
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害		1				2		3
その他の業務によることの明らかな疾病		2				6		8
合計		(2) 152	28	66	77	(1) 537	79	(3) 939

() 内は死亡で内数

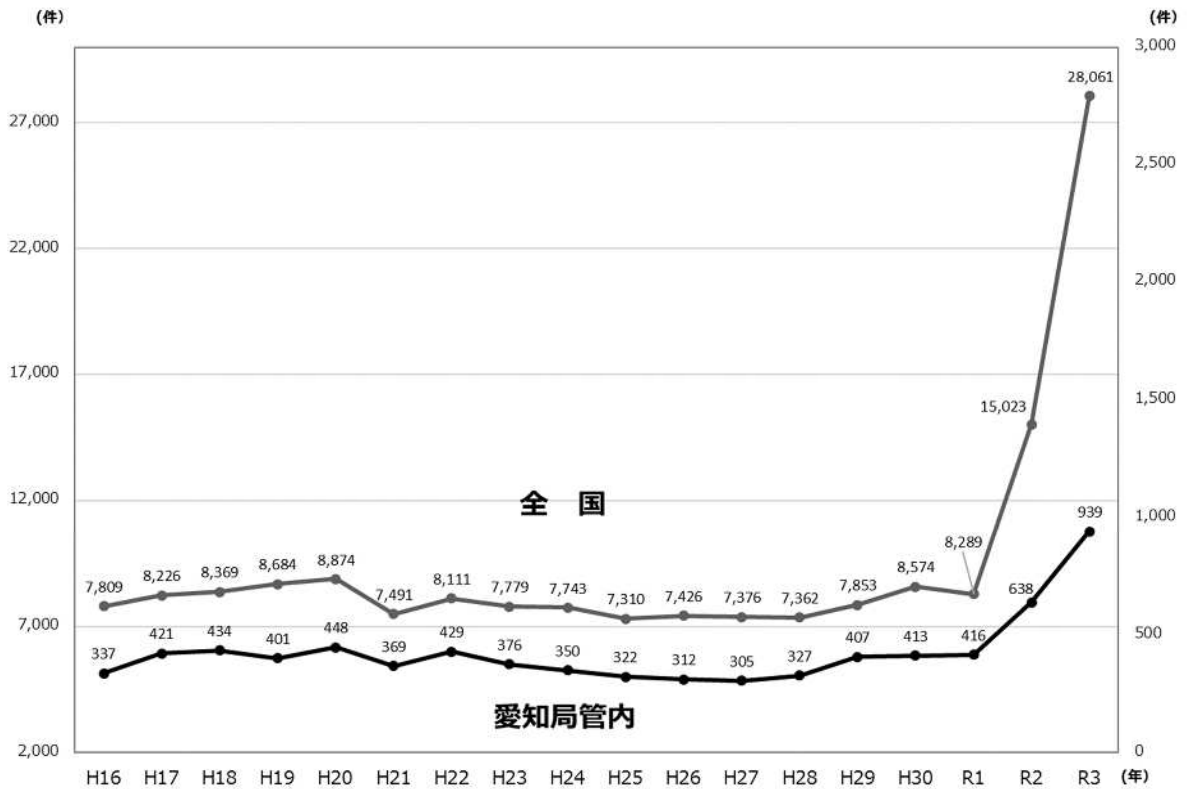
令和3年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）

発生月	業種	被害	疾病名	災害の概要	原因物質等
1月	製鉄・製鋼・圧延業	死亡1名	一酸化炭素中毒	製鋼工程の耐熱レンガ張替工事において、水分除去のため内部をガスバーナーで加熱したところ、バーナーの排気を吸い込んで一酸化炭素中毒になり、死亡した。	一酸化炭素
6月	その他の建設業	休業1名	ベンジルアルコール中毒	高架橋の塗替塗装工事において、ベンジルアルコール含有の塗膜剥離剤の吹付作業を行っていたところ、意識が朦朧となりベンジルアルコール中毒を発症した。	ベンジルアルコール
6月	病院	休業1名	急性薬物中毒	保管庫からホルムアルデヒドが漏洩していたため清掃作業を行ったところ、衣服に付着する等によりばく露し、急性薬物中毒を発症した。	ホルムアルデヒド
6月	上下水道工事業	休業1名	硫化水素中毒	下水処理施設内の排水管敷設工事において、削孔内で作業を行っていた被災者が体調不良となり、はしごで地上に上る途中で意識を失い倒れたもの。既設配管内に残存していた糞尿から硫化水素が発生し、これにばく露したものと見られる。	硫化水素
7月	製鉄・製鋼・圧延業	休業1名 不不休6名	化学熱傷	工場内発電エリアにおいて、タンクローリー車からタンクへ水酸化ナトリウム水溶液を圧送していたところ、タンクローリー車に接続したホースの吐出し口先端の制御が利かなくなったため、付近にいた作業者に水酸化ナトリウム水溶液が飛散し、化学熱傷を発症した。	水酸化ナトリウム水溶液
8月	その他の建設業	休業1名	ベンジルアルコール中毒	歩道橋の修繕塗装工事において、ベンジルアルコールを用いて既存塗膜の剥離作業を行ったところ、帰宅途中で意識を失い、ベンジルアルコール中毒を発症した。	ベンジルアルコール
9月	ビルメンテナンス業	休業6名 不不休1名	殺虫剤吸入による中毒疑い	ビル室内において、ダニ駆除のため殺虫剤を散布したところ、付近にいた労働者が嘔吐、熱、頭痛等の症状を呈した。	殺虫剤成分の疑い

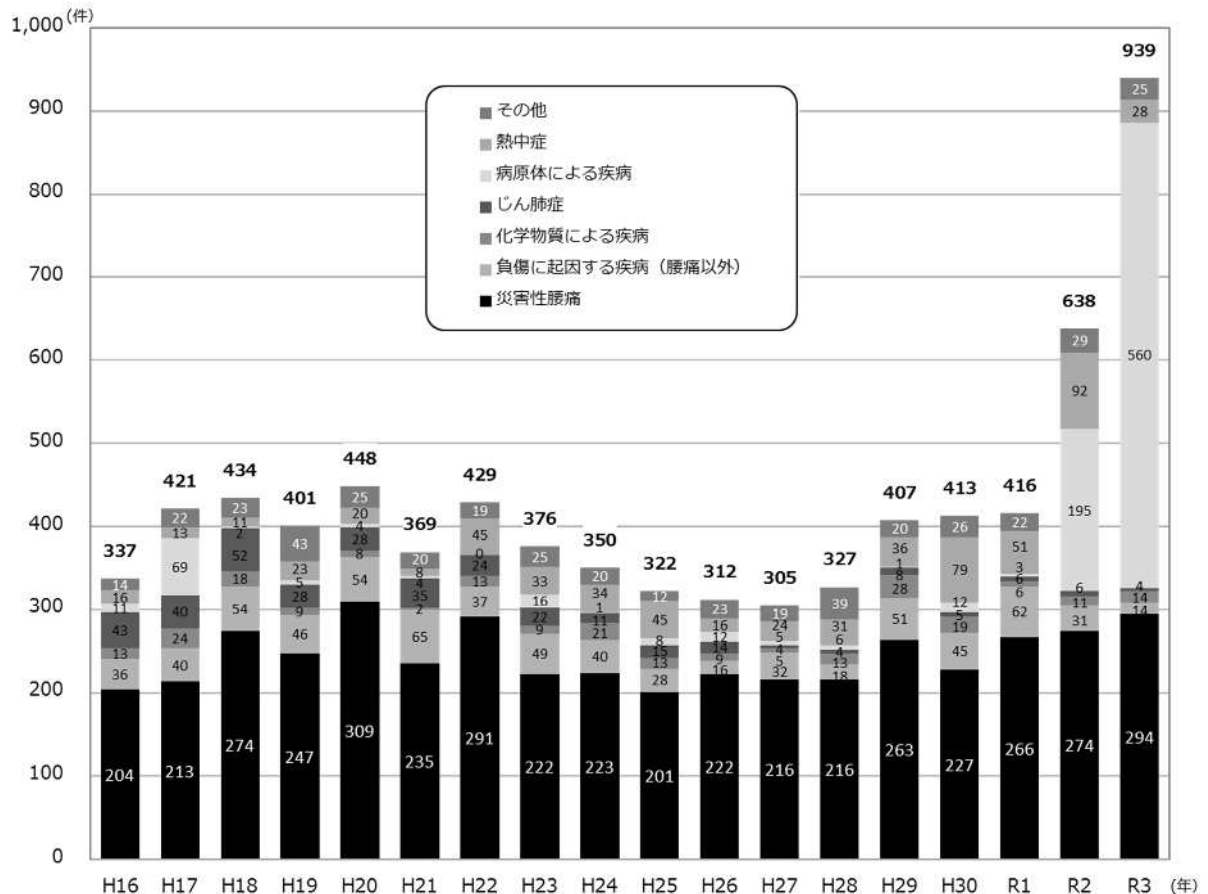
「休業」は、1日以上の上の休業を伴う災害で、他の統計値に使用する休業4日以上とは基準が異なる。

業務上疾病統計

業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）

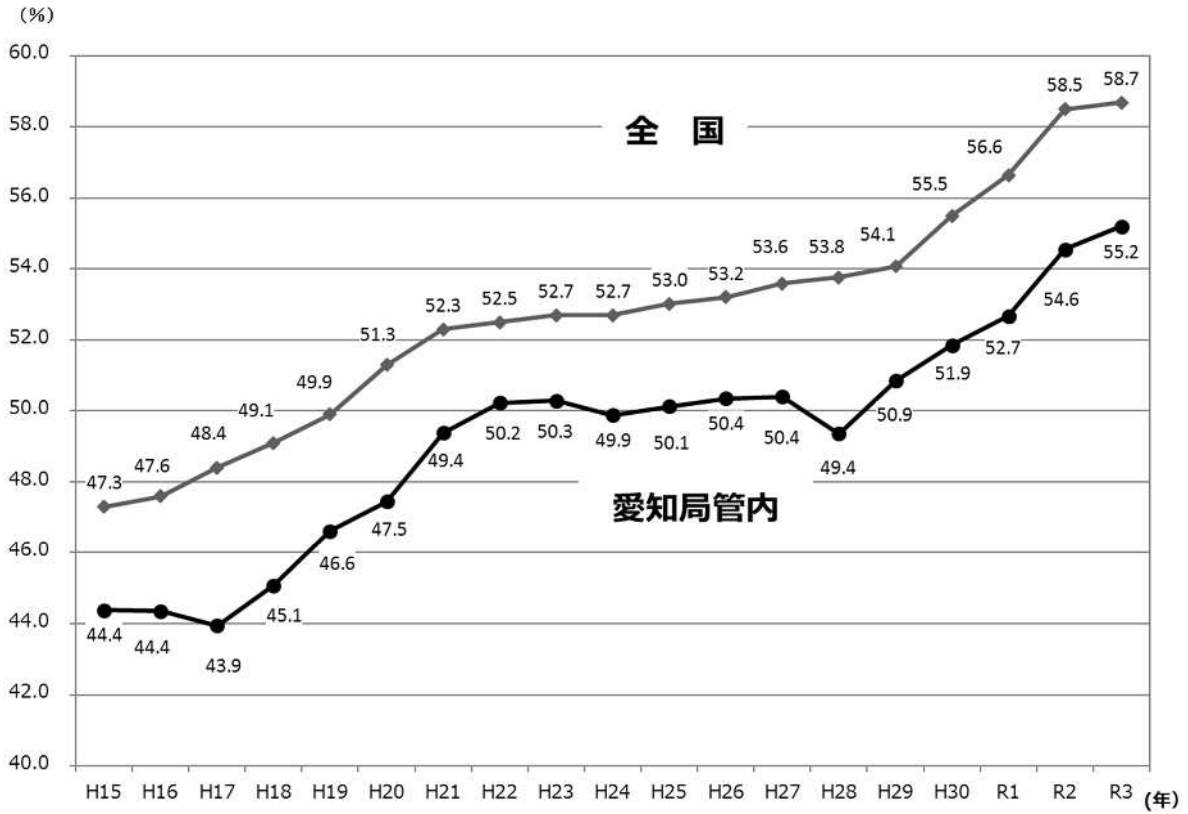


傷病別業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）

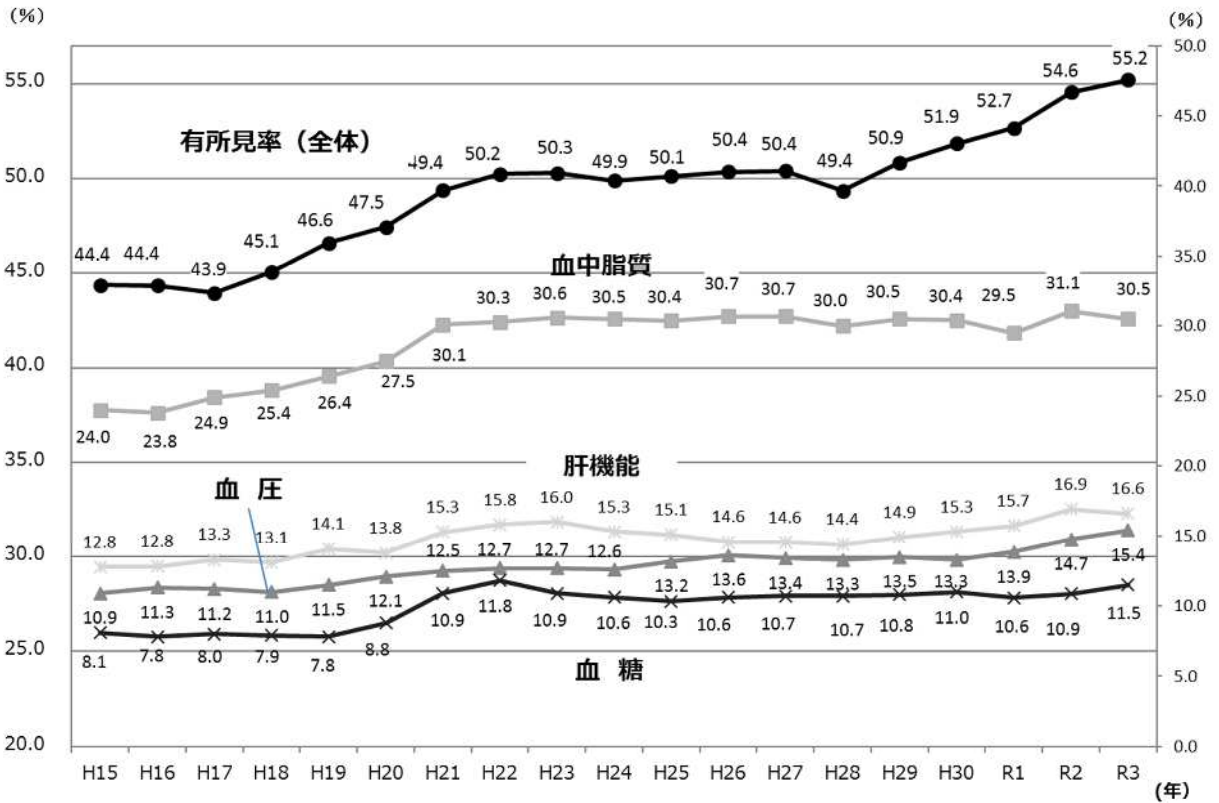


業務上疾病統計

定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）



検査項目別有所見率の推移（愛知局管内）



新たな化学物質管理について

(令和4年2月24日・5月31日公布 / 令和4年5月31日等から順次施行)



労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。

- 措置義務対象が大幅に拡大され、国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能になります。
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用し、一定の要件を満たした企業は、自律的な管理を容認する方向へ改正されます。

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html



歯科健康診断の報告が、労働者数にかかわらず必要になります

(令和4年4月28日公布 / 令和4年10月1日施行)

労働安全衛生法第66条第3項に基づき、一定の有害な業務に従事する労働者に対しては、歯科健康診断を行うことが必要です。

法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが必要になります。

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/shika_kenshin.html



事務所衛生基準規則が改正されました

(令和3年12月1日公布 / 令和3年12月1日等から施行)

事務所衛生基準規則等の改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。

- 作業面の照度（事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。（令和4年12月施行））
- 便所の設置基準（男性用と女性用に区別して設置する原則を維持しつつ、「独立個室型の便所」を付加する場合の取扱い、少人数における例外等が示されました。）
- 救急用具の内容（救急用具・材料の具体的な品目の規定がなくなりました）

厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html



電離放射線障害防止規則が改正されました

(令和2年4月1日公布 / 令和3年4月1日施行・適用)

電離放射線障害防止規則等の改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。

- 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ
- 線量の測定および算定方法の一部変更
- 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加
- 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/denrisoku_kaisei.html



石綿障害予防規則が改正されました

(令和2年7月1日公布 / 令和3年4月1日等から順次施行)

石綿等の使用の有無の調査(事前調査)の強化等を内容とした、改正石綿障害予防規則が順次施行されています。主な改正点は下記のとおりです。

(1) 既に規制が始まっている事項

- 事前調査の必要な範囲の拡大(小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に)
- 事前調査の方法の改正(設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に)
- 事前調査の記録の保存等(所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存が必要に)
- 事前調査結果報告の開始(一定規模以上の解体・改修工事は、電子システムによる報告が必要に)

(2) これから規制が始まる事項

令和5年10月1日から、建築物・船舶の事前調査及び、分析調査は、必要な知識等を有する者に行わせることが必要となります。施行日までに講習受講等をお願いします。

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質(第2類物質)になりました

(令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日から順次施行)

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を特定化学物質(第2類物質)に加えることとした、改正特定化学物質障害予防規則が順次施行されています。主な改正点は下記のとおりです。

(1) 既に規制が始まっている事項

- 作業主任者の選任、特殊健康診断の実施、全体換気装置による換気、床の掃除
- 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における、空気中の溶接ヒューム濃度測定等
- 有効な呼吸用保護具の備え付け、使用等

(2) これから規制が始まる事項

- フィットテストの実施等(令和5年4月1日から)
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、面体を有する呼吸用保護具を使用する場合、1年以内ごとに1回、定期的にフィットテストを行い、記録を3年間保存することが必要となります。施行日までにフィットテスト実施者に対する教育の受講や、フィットテストを委託する機関の手配など必要な準備をお願いします。

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/youseitsu_fume.html



職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、厚生労働省は「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を公開しています。

各事業場において、自主的な取組等に努めていただきますようお願いします。

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/122148_00006.html



安全経営あいち

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

詳細はこちら



経営者が持つべき視点として、いわゆるPQCDSMEの7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。「安全」も、そのうちの一つに組み入れ、課題とすべきです。

リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。

安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営」。愛知労働局は、「安全経営」の推進を提唱します。



総合的対策

詳細はこちら



労働安全衛生法令に基づく、健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等は、いずれも労働者の健康障害リスクの管理のための措置です。これら「リスクを踏まえた健康確保措置」を適切に運用するためには、労働者ごとに結果情報を一元的に管理し、総合的な評価を行うべきです。しかし、実際には、別個の措置としてバラバラに取り扱っているケースが少なくありません。

「リスクを踏まえた健康確保措置」は、主に事業者の義務とされ、THP 指針、メンタルヘルズ指針に基づく取組など「健康保持増進措置」は、主に事業者の努力義務とされています。しかしこれらの優先順位や関係性が正しく認識されていない例が散見されます。

治療と仕事の両立支援、テレワーク導入、副業・兼業の促進、高齢労働者対策などは、多様で柔軟な働き方を認めることで、人材確保や生産性向上を実現し、労働者全体の健康水準向上に寄与するものと考えられます。しかし、その認識は十分普及していません。

愛知労働局は、「リスクを踏まえた健康確保措置」と「健康保持増進措置」を総合的に推進し、労働者の心身の健康確保を目指す取組を提唱します。





愛知労働局 ～安全衛生水準向上に向けた経営トップの決意結集を期して～

リスクアセスメント 推進事業場



詳細はこちら



「リスクアセスメント推進事業場宣言」は、安全衛生水準向上に向けた経営トップの決意結集を期すため、愛知労働局が独自に推進するものです。

所定の宣言書に、事業場の代表者自らご署名いただき、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出していただきます。宣言を提出された事業場で、ご承諾いただけるものにつきましては、愛知労働局ホームページで事業場名等を公表致します。

1 宣言の目的

リスクアセスメントを通じて、自らの事業に存在する危なさを総合的に評価し、自主的に改善を行う事業場であることを宣言することで、リスクアセスメントの推進に積極的な取組を行う姿勢を事業場内外に示し、安全衛生管理水準の向上を図っていただくことを目的としています。

2 宣言受付期間

令和4年度までを予定しています。

3 宣言の要件

愛知県内の事業場であること。

本宣言の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。

労働局・労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

リスクアセスメントへの取組姿勢について宣言する趣旨です。そのほかの要件はありません。



詳細はこちら



～ リスクアセスメントを基礎から学びましょう ～

愛知労働局または管下労働基準監督署では、依頼を受けて、複数の事業場の担当者が集まる場に出向き、リスクアセスメント等について説明する「リスクアセスメント出前講座」を行っています。(講師料不要)

1 出前講座を受けることのできる団体等

- (1) リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等(以下「依頼団体」という。)であることが必要です。
- (2) 依頼団体の構成事業場が、リスクアセスメントの推進に前向きであることが必要です。
- (3) 依頼団体の事務局が愛知県内にあり、構成事業場に愛知県内の事業場が含まれていることが必要です。なお、構成事業場の所在地が局又は署の管轄範囲を超えていても差し支えありません。

2 お申込み

出前講座を希望される場合は、開催希望日の1か月前までに、団体事務局を管轄する労働基準監督署あて、所定の申込書及び受講事業場一覧表(予定)を提出してお申込みください。詳細は署担当者が調整致します。

安全経営あいち 推進大会2022

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



12.6(火)
13:30~16:00
(開場 12:30)

日時：2022年12月6日(火) 13:30から16:00まで

会場：日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目5番1号

参加費：無料

主催：愛知労働局

協力：(公社)愛知労働基準協会
各地区労働基準協会
各労働災害防止団体

プログラム(予定)

- プロローグ
- 主催者あいさつ
- 基調講演 新潮流『安全経営とウェルビーイング(Well-being)』

明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長
公益財団法人 鉄道総合技術研究所会長
公益社団法人 私立大学情報教育協会会長
一般社団法人 セーフティグローバル推進機構 会長

向殿 政男氏

- パネルディスカッション『演劇で考える安全経営』
- 大会宣言
- エピローグ

詳細及び参加申し込みは、愛知労働局ホームページをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2022.html




産業保健 フォーラム 2022 in あいち


Occupational Health Forum 2022 in Aichi

日 時	2022年10月14日(金) 13:30 ~ 15:30 (開場 13:00)
会 場	<ul style="list-style-type: none"> ● ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 小ホール(5階) (名古屋市中村区名駅4丁目4-38) ● YouTubeによるライブ配信も行います。
参加費	無 料

プログラム	<p>テーマ 「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開会あいさつ ● 事例報告 <p>『産業医から見た産業保健』(仮題) ・株式会社なごや産業医事務所 代表取締役 新井 孝典 氏</p> <p>『保健師から見た産業保健』(仮題) ・豊田安全衛生マネジメント株式会社 健康推進部・保健師 宇都宮 友美 氏</p> ● パネルディスカッション <p>『「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」に向けて』</p> <p>パネリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社なごや産業医事務所 代表取締役 新井 孝典 氏 ・豊田安全衛生マネジメント株式会社 健康推進部・保健師 宇都宮 友美 氏 <p>コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知労働局労働基準部健康課長 井奥 善久
	主催


 申込方法

- 右の二次元コードから Web にアクセスの上、お申し込みください。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei toukei/anzen eisei/sangyohoken_forum2022.html
- 申込期限：令和4年10月7日(金)まで
 ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。
 - お申し込みは、Web のみとさせていただきます。
 - 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
 - お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 健康課 TEL:052-972-0256



新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします。
- 大声での会話はお控えください。
- 会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
- 受付前で手指消毒をお願いしております。受付及び退場時には手指消毒をお願いします。
(アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
- ホール内の座席は「指定席」です。受付でお渡しする「座席指定票」に記載された座席におかけください。
- ロビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
- 接触確認アプリの導入にご協力ください。
 - アンドロイド端末
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>
 - i O S (iPhone 等) 端末
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

iPhone の方はこちら





Android の方はこちら





詳しくはこちら





新会員のご紹介

株式会社フジイデンキ

愛知県西尾市一色町野田小島口64番地

[家電販売業]



西尾労働基準協会へのご入会
ありがとうございます

愛知県最低賃金が10月から 986円に改正予定

労働基準部賃金課

令和4年8月4日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額 955円を 31円引上げ、時間額 986円(令和4年10月1日効力発生予定)へと改正決定する旨の答申を受けました。



[写真] (写真左側 中山会長、写真右側 代田局長)

副業・兼業に関する「これまで」と「これから」 ～「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が一部改定されました～

厚生労働省発表「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)が令和4年7月8日付けで改定されました。「労働者の職業選択の幅」、「多様なキャリア形成」の観点から、今後より一層、副業・兼業への注目が高まることが見込まれます。今回は改めて副業・兼業についてご案内します。

1. 副業・兼業の「これまで」

働き方改革の一環として副業・兼業の普及促進について舵が切れ、平成30年1月31日付けで「ガイドライン」の策定が行われました。その後、令和2年9月1日付けで改定があり、その中で労務管理上のルールが具体的に整備されています。次項では特にお問い合わせの多い内容について説明いたします。

2. 労務管理上の留意点(労基法第38条第1項について)

「事業主を異にする複数の事業場」において、(労基法の労働時間規制が適用される)「労働者」に該当する場合、労働時間が通算されることとなります。よって副業・兼業を行う労働者を使用する使用者は、「自らの事業場における労働時間」と「他の使用者の事業場における労働時間」とを通算して管理する必要があります。(「労働者からの申告等により把握した他の事業場における労働時間」を通算することで十分で、申告等がなかった場合には労働時間の通算は要しません。)

まずは「**所定労働時間の通算**」(副業・兼業開始前の通算)を行い、それぞれを通算した所定労働時間が法定労働時間を超える場合には、時系列上、後に労働契約を締結した方が、超える部分を時間外労働として処理することとなります。

それぞれの事業場で実際に勤務したことで所定外労働が発生した場合にも、「**所定外労働時間の通算**」(副業・兼業開始後の通算)を行うこととなります。「所定労働時間の通算」を行ったことを前提として、今度は所定外労働が発生した順にその時間を通算し、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分がある場合は、その超える部分が時間外労働となります。

まとめると、副業・兼業開始前に契約上、予め時間外労働が確定しているものは契約の前後を、勤務開始後に予期せず発生したものはその発生の前後をもって、処理の要否を判断することとなります。

3. 副業・兼業の「これから」

令和4年7月改定では、「**副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において公表することが望ましい**」という文言で、副業・兼業に関する情報公開を推奨する規定が設けられました。労働者側の対応としても、公表されている情報を参照して副業・兼業を選択するよう促進していることから、今後より一層、積極的に情報を公開することが望まれます。

4. その他・パンフレット等のご案内

労災保険給付についても、副業・兼業を行う中で「複数事業労働者」に該当する場合には、全ての就業先での賃金額の合算額を基礎として給付額を決定する等の法改正が行われています。詳細は『複数事業労働者への労災保険給付 わかりやすい解説』をご確認ください。

- ・パンフレット『「副業・兼業の促進に関するガイドライン」わかりやすい解説』
- ・参考資料『「副業・兼業の促進に関するガイドライン」Q & A』
- ・パンフレット『複数事業労働者への労災保険給付 わかりやすい解説』

厚生労働省サイト内の特設ページもご参照ください。(ページはQRコードから)

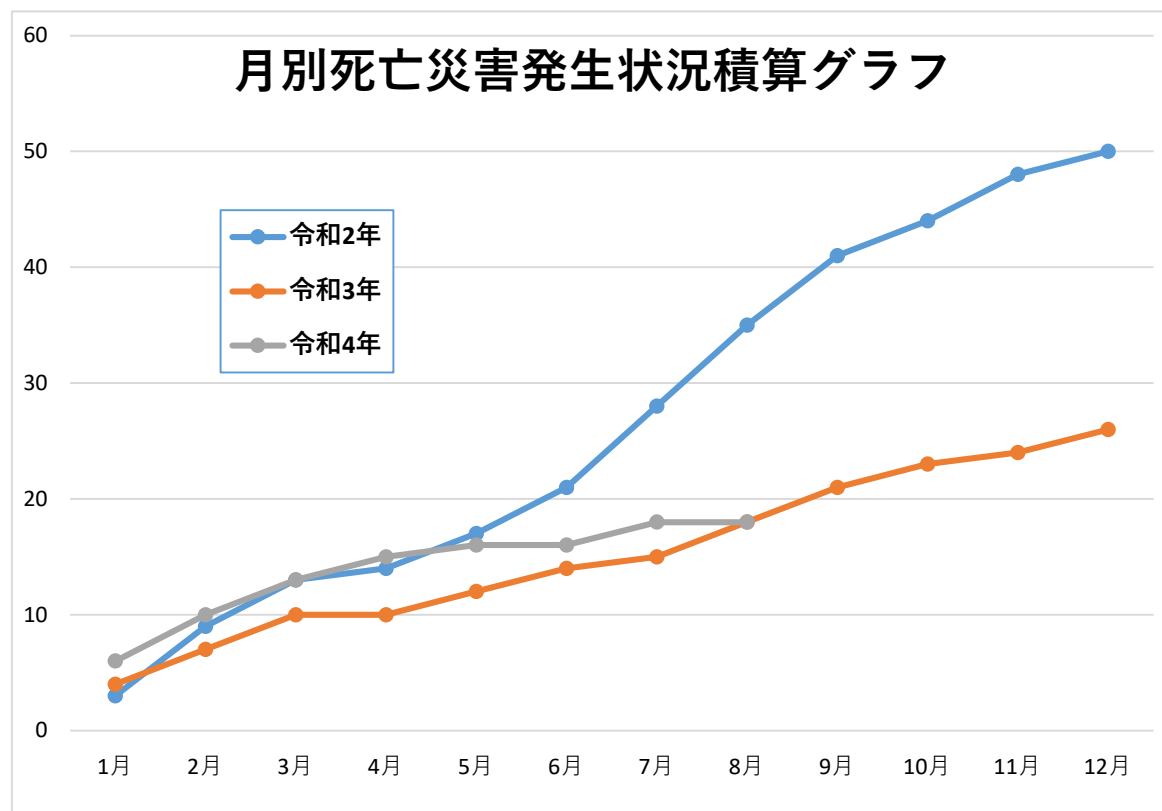


発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R4.7.13. 2022 17:50	飛来・落下 玉掛用具	船上からフラットコンテナ(19.8t)にトレーラーシャーシ(16.2t)を積載した荷をクレーンで運搬していたところ、トレーラーシャーシが落下して被災者に激突した。			
	事業場 規模	10～29名	業 種	港湾運送業	50代 玉掛業者 経 験 31年
R4.7.18. 2022 0:30	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	道路上で交通誘導をしていたところ、乗用車にはねられたもの。			
	事業場 規模	9名以下	業 種	その他の事業	60代 警備員 経 験 3年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年8月8日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和4年速報値	令和3年同時期(速報値)	令和3年確定値
製 造 業	製 造 業	3	6	12 (1)
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1	2
	金 属 製 品	2		1 (1)
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	1	4
	そ の 他		2	3
建 設 業	建 設 業	7	3	5
	土 木 工 事 業	2		
	建 築 工 事 業	4	3	5
	そ の 他	1		
陸 上 貨 物 運 送 事 業	3		1 (1)	
商 業	商 業		2 (2)	2 (2)
	卸 売 業			
	小 売 業		2 (2)	2 (2)
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業				
上 記 以 外 の 事 業	5 (2)	2 (1)	6 (1)	
合 計		18 (2)	13 (3)	26 (5)



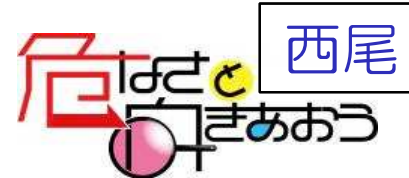
令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年7月末現在

業 種		年 別		令和4年		令和3年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率		
製 造 業		31		34		-3	-8.8%		
製 造 業	食 料 品 製 造 業	7		2		+5	+250.0%		
	織 維 工 業	2		2		0	0.0%		
	鉄 鋼 業	6		10		-4	-40.0%		
	金 属 製 品	2		2		0	0.0%		
	一 般 機 械 器 具	5		6		-1	-16.7%		
	輸 送 機 械 製 造	1		7		-6	-85.7%		
	上 記 以 外 の 製 造 業	8		5		+3	+60.0%		
建 設 業		9	1	8		+1	+12.5%		
建 設 業	土 木 工 事 業	3				+3	-		
	建 築 工 事 業	5	1	6		-1	-16.7%		
	そ の 他 の 建 設 業	1		2		-1	-50.0%		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		5		9		-4	-44.4%		
小 売 業		9		9		0	0.0%		
小 売 業	新 聞 販 売	1		2		-1	-50.0%		
	そ の 他 の 小 売 業	8		7		+1	+14.3%		
通 信 業				1		-1	-100.0%		
社 会 福 祉 施 設		7		7		0	0.0%		
飲 食 店		3		1		+2	+200.0%		
清 掃 ・ と 畜 業		5		3		+2	+66.7%		
上 記 以 外 の 事 業		12		15		-3	-20.0%		
合 計		81	1	87	0	-5	-5.7%		

死亡者数は内数

分析 西尾管内から大きな災害をださない



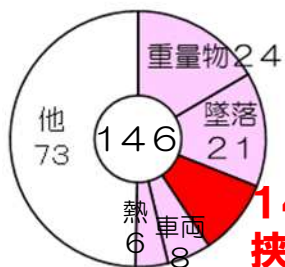
過去 ← → 2022年

過去12年間の死亡災害



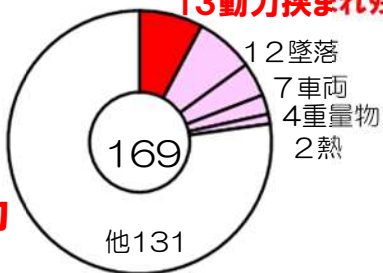
ピンク6要因で94%
*以下STOP6と称す

2020年度



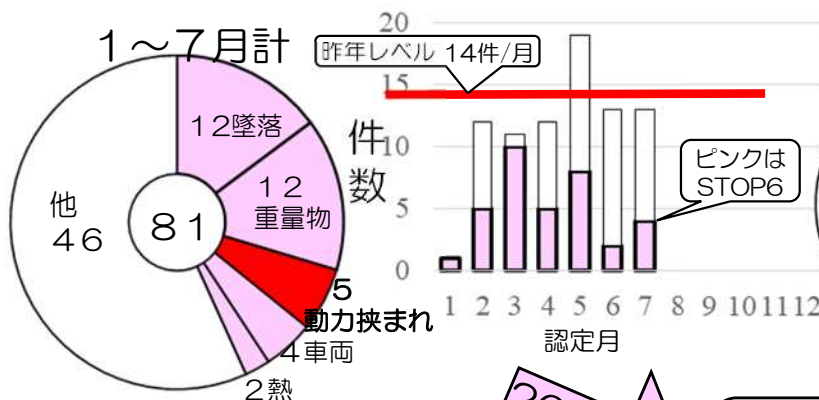
14動力挟まれ

2021年度

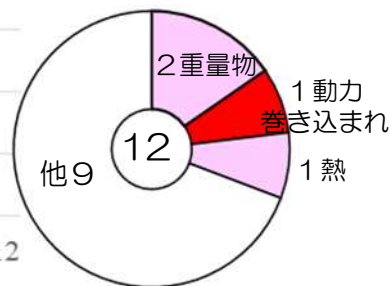


13動力挟まれ残る!!

休業災害件数推移



7月単月



◇STOP6 73件 比率50%
◇大きな要因14件
◇死亡 2件

◇STOP6 38件 比率23%
◇大きな要因 8件
◇死亡 0件

2020比
良い

STOP6 35件 比率43%
大きな要因 3件
死亡 1件

2021比
悪い

7月単独
STOP6 4件 比率31%
大きな要因 0件
死亡 0件

単月は
良い

危険源 (1~6月)

※大きな要因から抽出

- ・脚立 2m 木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落
- ・4tトラック荷台高さ 2m 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す
- ・作業床 高さ6m 作業とは関係ない高所エリアに侵入し番線固定前の作業床端部を踏み抜く

危険源 (2022年7月単月)

大きな要因から抽出

なし

7月単月は 7月単月は 7月単月は
 前半1~6月は 前半1~6月は 前半1~6月は
 ◇大きな災害の温床 (STOP6) 比率は年平均よりは改善 大きな要因もなし
 ◇重点は動力挟まれ巻き込まれ防止 発生件数は昨年比大幅減
 ◆大きな災害要因は全て墜落 *休業レベルでは食品製造業が昨年比+250%
 改めて『考え方』と『型』をご確認ください⇒次ページ以降へ 訪問し官民で協業活動する来期の内容です

良い

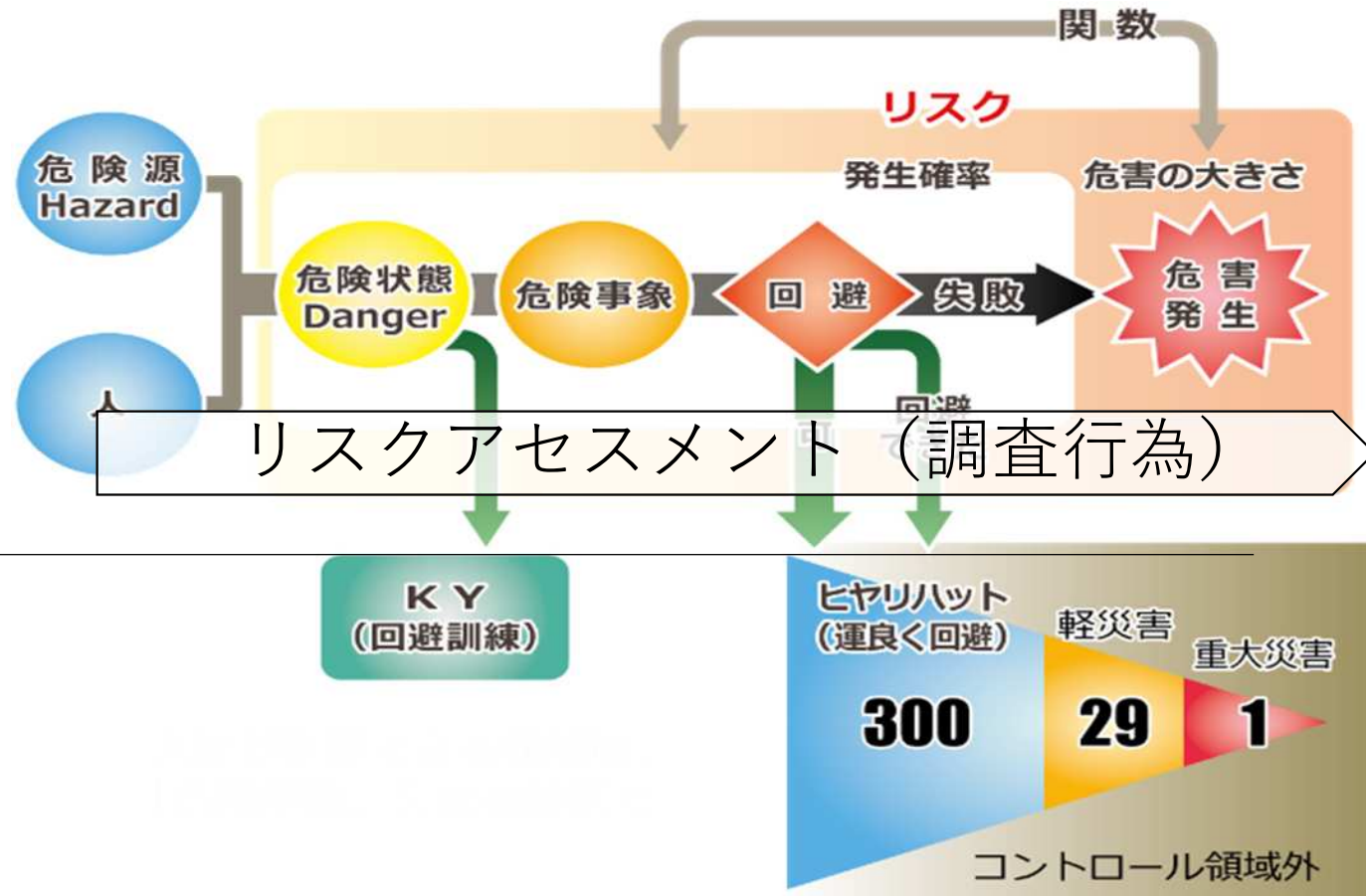
良い

悪い

考え方は…愛知労働局に示して頂いた方向

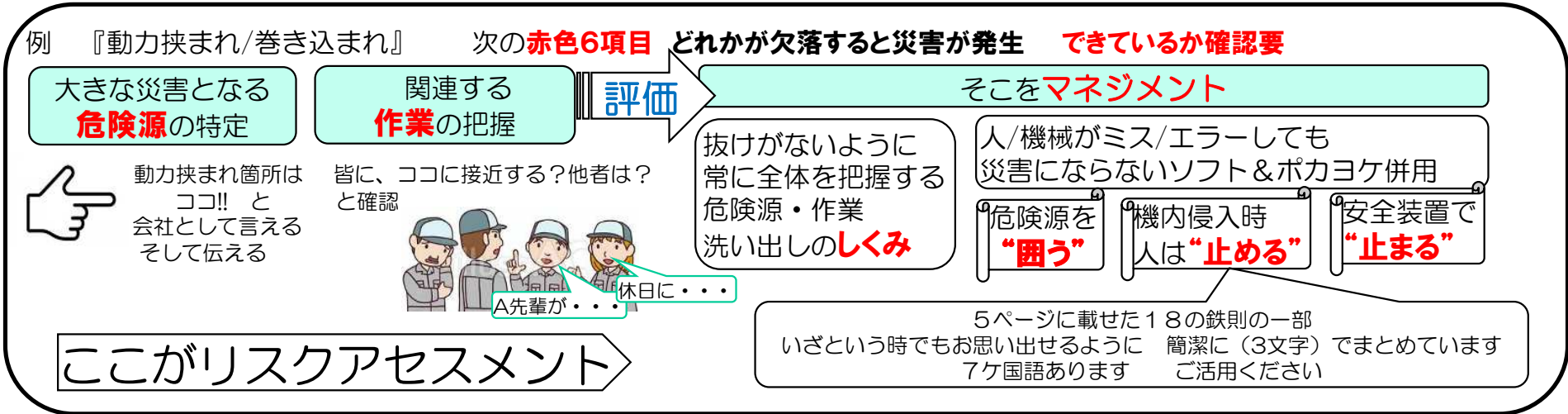
論理的に進める…災害は『災害発生シナリオ』に沿って発生するならばその順で調査/想定し説明できるようにしましょう **説明責任を果たす**

災害発生シナリオ



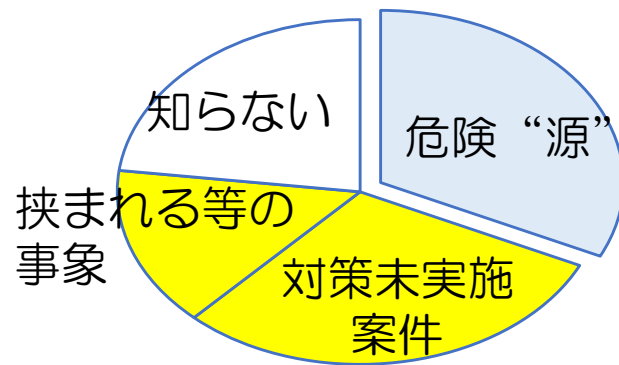
前ページの考え方に沿って実施頂きたい西尾が推奨する“型”です

調査だけで災害はなくなりません
災害を防止するロジックは
リスクアセスメント+マネジメント



危険源の解釈

危険源が活動の入口
 最初からその解釈が違っていたら
 費やす多大な工数がロスとなる



“源”で進めましょう

危険源とは
 エネルギーを持つ物体/物質
 なら数値で表せますよね 必須ではないですが
 努力して数値化した分、客観性が高まり、必ず
 後世へ伝わります

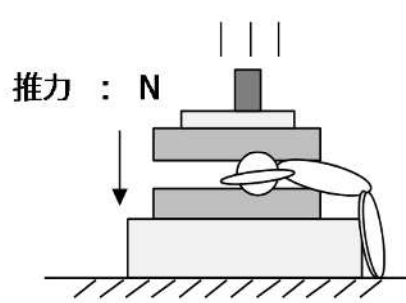

- | | |
|-------------|-------------|
| 挟まれ…推力 kN | 重量物…質量 k g |
| 車両…速度 k m/h | 墜落 …位置/高さ m |
| 電気 …電流 mA | 熱 …温度 °C |

数値化できたら
これができる

動力挟まれ 程度判断基準表

～危険源の調査依頼/指示は具体的に～

協豊会 安全衛生委員会 グループ研究会の成果物

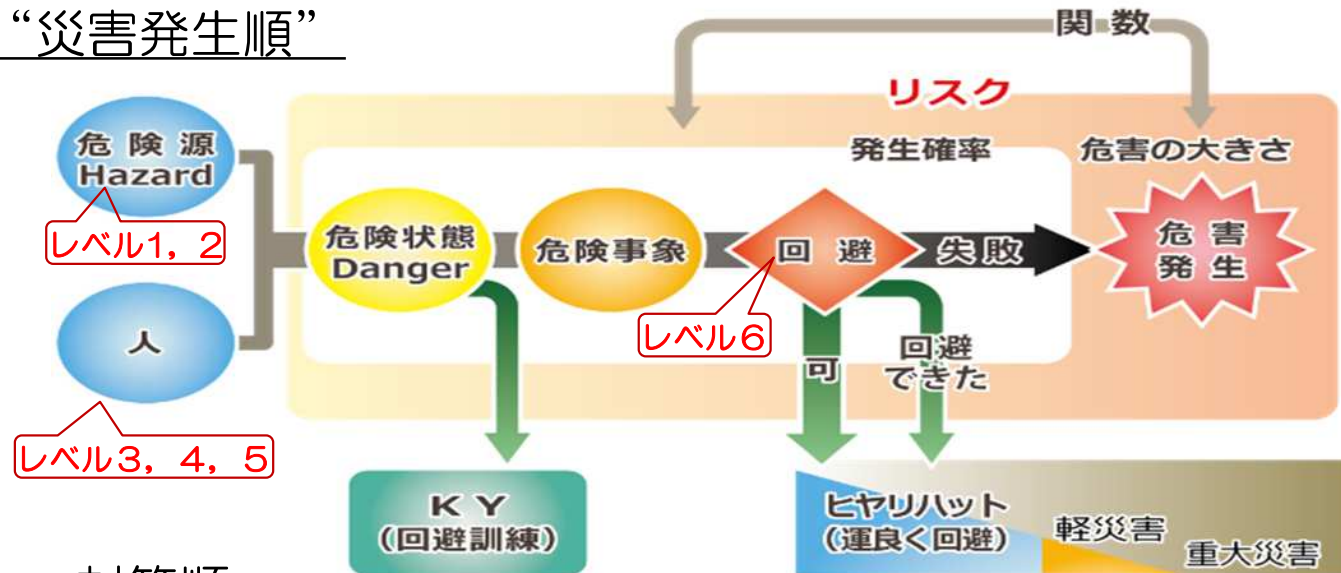
危険源 程度評価基準		3/15		
動力挟まれ編 ①				
				
危害ひどさ				
機械的動力	推力	受傷部位		
		頭部	体幹部	手・足等身体の一部
	$0 \leq F < 1 \text{ kN}$	中	中	軽
	$1 \text{ kN} \leq F < 10 \text{ kN}$	致命	重	中
	$10 \text{ kN} \leq F$	致命	致命	重

大きな災害の防止を意図とするなら
“推力1 kN以上が どこに 何箇所あるか を調べよう”

参考 対策順は

災害発生順で調査・想定できたら 次は対応できてますか この順番で対策を考えていますか
 エネルギーを下げる順番ゆえ 実施レベルに応じて将来の災害レベルが下がる *コストも下がる

“災害発生順”



対策順

レベル

本質安全化

1. 危険源を無くす
2. 危険源エネルギーを下げる
3. 作業を無くす
4. 作業手順を無くす
5. 接近、接触させず (立ち入り禁止措置含む)
6. 回避手段

マネジメント

レベル7

管理項目が多いと監督者は大変
常にレベル1から考えましょう

ただ無くせない場合が多い
その場合はしっかりと
危なさに向き合いましょう



7. 左記1~5が出来なかったら
管理するしかない

↓
次ページ18の鉄則へ

貴社のルールに入ってますか



世間の各ワースト3要因を調べ、ルールに置き直した STOP 6 重災を防ぐ18の鉄則

従業員に
何故？だから！で
教育してますか



【A c t u a t o r】 動力挟まれ/巻込まれ災害を防ぐ鉄則

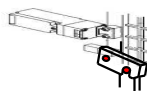
① 災害リスクのある機械は柵・カバーで囲う



② 人は、機内に入る場合『正しく止める』
・ロックアウトで
第三者起動を防止する



③ 機械は、人が止め忘れても『ポカヨケで止まる』ようにする
・止められる設備にする



【B l o c k heavy objects】 重量物災害を防ぐ鉄則

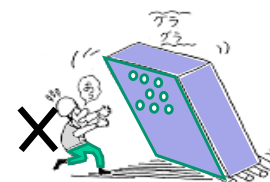
④ 『低く保管、低く搬送』



⑤ 工事計画で転倒、横振れ防止を確認

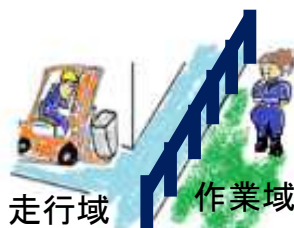


⑥ 吊り荷、移動中の重量物には近づかない



【C a r】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

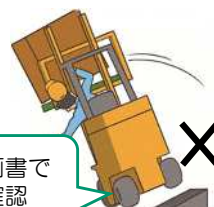
⑦ 『歩車分離』



⑧ バック時は毎回後方確認
・シートベルトとヘルメット着用



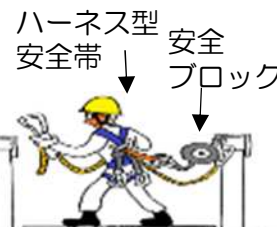
⑨ 指定経路以外を走行しない



運行計画書で安全確認

【D r o p】 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

⑩ 高所では『常に安全帯を連結』



⑪ 計画外の作業はしない



⑫ 工事計画で墜落防止を確認

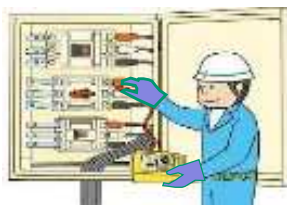


【E l e c t r i c s h o c k】 感電災害を防ぐ鉄則

⑬ 『電源を遮断し自らロックアウト』



⑭ 自ら検電器で確認



⑮ 絶縁用保護具を着用



【F i r e】 熱災害を防ぐ鉄則 - ガス爆発防止 -

⑯ 『着火前にプレパージ』(換気)



⑰ 失火時はガス供給を自動遮断させる



⑱ ガス漏れチェックを行い、発見時は正しく処置

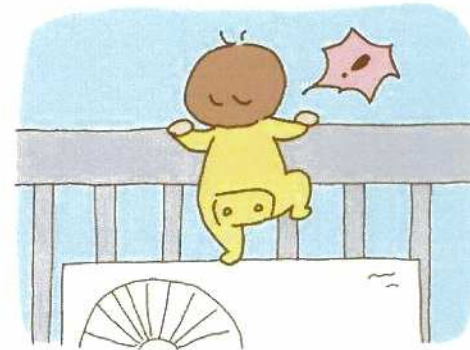


2022年上期 西尾で多い(3件)
大きな災害要因 “墜落”で
『考え方』と『型』を簡潔に表現すると

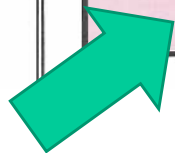
8月号の内容を改めて添付します

店舗、家庭でも
調べましょう

墜落編 墜落した、転落した



危害ひどさ		
2m以上の高さ	1m ≤ h < 2mの高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽



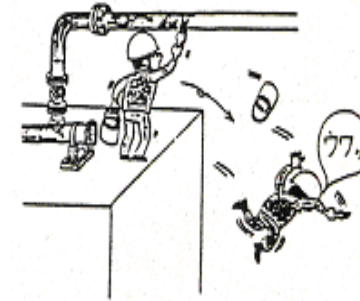
2m以上の箇所(危険源)で 人が立つ 立てる(作業)ところは
どこですか **まずは調べましょう**
そして抜けがないように全箇所を把握できるしくみにしたいですね

そこを管理

管理の1つ 【Drop】墜落/転落災害を防ぐ鉄則

- ▶ 作業前後で親綱がない時に発生しています
- ▶ 計画外の作業をした時に発生しています

工事計画時確認する防止例
衝撃時ロック機能付ロープ
“安全ブロック”



鉄則1

● ●
高所では『常に安全帯を連結』



鉄則3

工事計画で墜落防止を確認

作業前、2時間おき、
場面変化でKY



鉄則2

計画外の作業はしない

7ヶ国語あります
これで西尾で働くほとんどの方に
伝わると思います

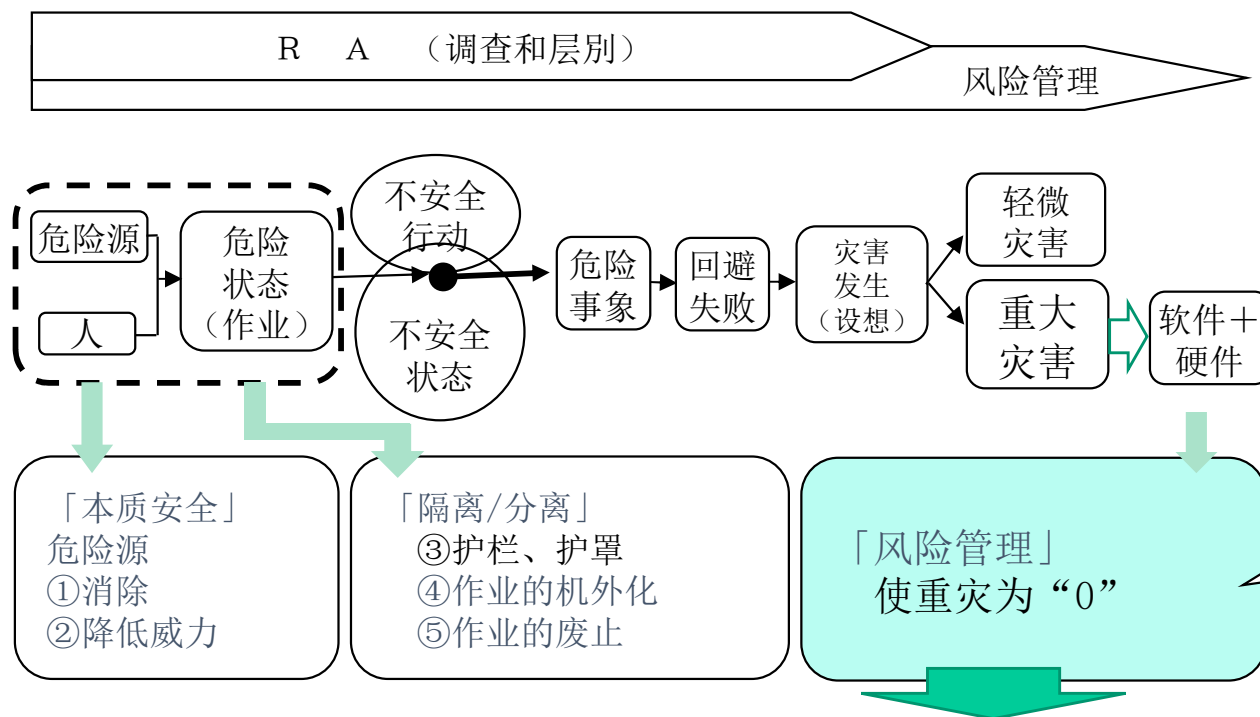
一例として次ページに中国語

※西尾独自の施策

リスクアセスメント出前講座を受講され、
リスクアセスメント推進事業所宣言された西尾管内の事業所には
リスクアセスメント～マネジメント事例集の1つとして
第14次防開始の2023年度中にDVDにして無料でお渡しします

2. 风险管理的思考方法

灾害程序与对策顺序



学习英国的经验

	日本	英国
从业人口	6,300万人	2,500万人
停工者数	12万人	13万人
重灾者数	1,000人	200人

重灾者数差异较大

风险管理的思考方式

【软件】

人遵守规则，但难免失误

【硬件】

即使人出现失误，也可通过防误法来阻止

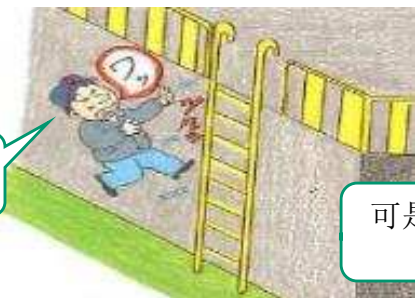
- 硬件方面的安全装置（门开关、电磁门锁、光幕等）是可以“停止”的防呆装置，但人是不能“停止”的
- 人有意识的“停止”固然重要，但当人失误时也有必要通过防呆法使其“停止”

例) 防止夹伤/卷入

即使软件或硬件中任何一方出现失误或错误，也可防止重灾

【Drop】 防止坠落/滚落灾害的铁则

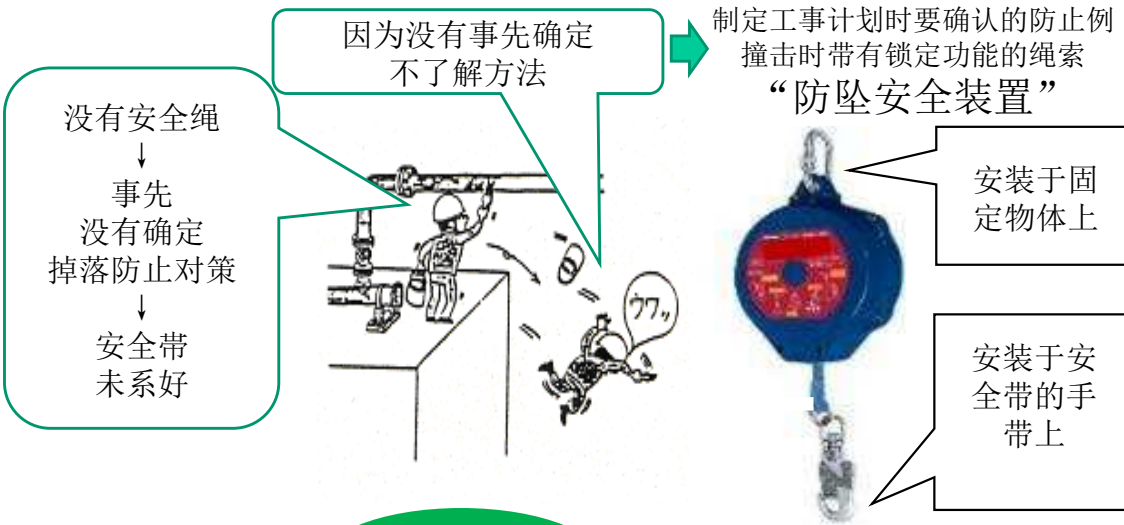
▶ 作业前后没有安全绳时有灾害发生
▶ 实施计划外的作业时有灾害发生



未使用安全带的规则违反

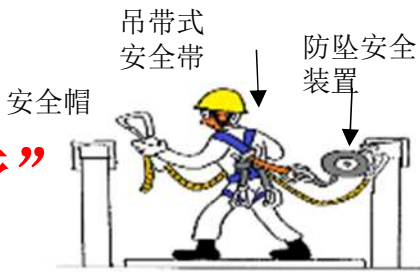


可是没有下达登高指示啊……



铁则1

在高出要“时刻系好安全带”



- 时刻确认自己所处的位置是否在 2 m 以上
- 在安装安全绳的前后都可通过上述防坠安全装置等与安全带连结
- 要使用吊带式安全带和安全帽

铁则2

不实施计划外作业

- 向作业负责人请示

铁则3

通过工事计划确认防止坠落



在作业前，每隔2个小时，场景发生变化时进行KY



- 将具体方法明确记录到工事计划书上
- 作业负责人要为进行KY、复习规则创造条件